

教職員のSNS等利用に関する基本方針(概要版)

- オンラインを活用した教科指導、学級運営や部活動指導上の簡易な連絡など、SNS等(注1)を利用して児童生徒へ業務上必要な連絡を行う場合は、学校管理下においてのみ行います。

(注1)「SNS等」とは、ソーシャルネットワーキングサービス(LINE、Twitter 等)、学校や企業向けに開発されたファイル共有やコミュニケーションのためのサービス(Google Classroom、Microsoft Teams 等)又は電子メール等、インターネットを介して個人間でメッセージの送受信を行うことのできるサービスをいいます。

- 学校管理下とは次のア又はイの場合をいいます。
 ア 学校が管理し、児童生徒及び教職員に付与されたアカウント(Google Classroom やMicrosoft Teams等)を使用して連絡する場合
 イ あらかじめ校長の許可を得た上で個人のアカウント等により連絡する場合

- ※ いずれの場合も、連絡内容は他の教職員と共有し、児童生徒との1対1でのやり取りは行いません。
 ※ 児童生徒の個人アカウント等の収集に当たっては、児童生徒本人及び保護者の同意を得ることとします。
 ※ 収集した個人アカウント等の情報は外部に流出させることがないように、厳正な管理を徹底し、必要がなくなった場合は確実に削除します。
 ※ 業務上必要のない私的な内容の連絡は行いません。
 ※ 児童生徒からのSNSによる相談等については、個々の事案の内容や児童生徒の特性等に応じ、適切に対応します。

- 学校や教職員個人がSNS等により情報発信する場合は、福岡県教育委員会ソーシャルメディア利用ガイドラインに従います。

福岡県教育委員会ソーシャルメディア利用ガイドライン(抜粋)

4 基本原則

- (1) 職員としての自覚と責任を持って、地方公務員法その他の関係法令及び職員の服務に関する規程等を遵守しなければならない。
- (2) 著作権、個人情報保護などに関する法令を遵守し、他者の権利を侵害することがないように十分に留意しなければならない。
- (3) 正確な情報の発信に努め、その内容について誤解を招かないよう留意しなければならない。
- (4) 発信した情報により、意図せず他人を傷つけたり、誤解を生じさせたりした場合には、誠実に対応するよう努めなければならない。
- (5) 発信した情報に対し攻撃的な反応があった場合には、冷静に対応するよう努めなければならない。
- (6) 一度ネットワーク上に公開された情報は、完全には削除できないことを理解しておかなければならない。

5 禁止事項

次に掲げる内容を含む情報を発信してはならない。

- (1)法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (2)他者を侮辱又は非難するもの
- (3)人種、信条、性別、社会的身分、門地等について差別し、又は差別を助長させるもの
- (4)虚偽又は事実と異なるもの
- (5)本県又は本県と利害関係にある者若しくは団体の秘密に関するもの
- (6)本県の権利を侵害する情報や、正当な理由なく他者の権利を侵害するもの
- (7)意思形成過程におけるもの(検討中の素案(県民に広く意見を求める場合を除く。)、それに対する個人的な意見など)
- (8)本県の信用を失墜させるおそれのあるもの
- (9)その他公序良俗に反するもの